

がくどうほいく ふなばし

No. 4 市連協だより

2001.10.28(日)発行

船橋市学童保育連絡協議会

(住所) 船橋市西船2-2-21

(Tel/Fax) 047-433-9266

(ホームページ) homepage2.nifty.com/fghrk/

父母の切実な声を児童家庭課に届ける

～ 10月12日 市連協と市との懇談会を開催～

10月12日夕方、市連協と児童家庭課との懇談が行われ、役員を含め父母ら約20名が参加しました。児童家庭課からは、植草課長(今年4月に就任)と鎌倉課長補佐が出席。



8月末に提出した市連協の要望書とその回答(2・3面に掲載)をもとに、父母の切実な要望や生の声を伝え、担当課も考えを述べました。主な内容は以下のとおりです。

混雑の解消

「定員(定員+2割増)」を超えることが想定され、「別段」で検討しているのは小栗原と習志野台第一である、との回答でした。市連協は、全校開設後増設を検討するとしての市の姿勢が、新設と並行して増設を検討すると一歩進んだと、評価しました。また父母から移転や新設にあたっては市側から父母に事前に説明してほしい、施設に関する父母の要望を聞いてほしいとの強い要望が出されました。分離する高根台第1と第3の父母には来年1月に説明会を開催するとのこと。

法典西小ルームの移設問題

父母から、学校とルームが遠く交通量の多い道路を通るため、指導員の方に学校に迎えに来てもらい集団登所するなど大変な苦労をかけている。ルームに着くとおやつ時間になり、近所から「声をださないで」などと言われて遊べないなどの実情が出だされ、早急に移転してほしいと強く求めました。市連協は福祉サービス部長にも申し入れを検討したいと述べました。児童家庭課は父母の要望は聞くとしつつも、現状では施設替えは考えていないと回答しました。

4年生以上の入所について

市連協は、「4年生以上でも定員に余裕があれば入れる」と福祉サービス部長も議会で答弁しているので、市の児童募集の広報に書いてほしい、と要望しました。また定員を超える場合でも、障害があるなど保育の必要性が高い場合は、4年生以上でも引き続き入所できるような措置をとれないかと要望しました。市は検討するとの回答でした。 < 4面へ続く >

2001 年度要望書に対する回答

市連協の要望事項	市の回答内容
2000年12月議会で採択された、以下の3つの陳情について、市の実施計画を明らかにし、早急に実現してください。	
(a) 「全小学校区にできるだけ早く学童保育(船橋での事業名『放課後ルーム』)を設置してください。」	(a) 平成15年度には55全小学校区で開設できるよう計画しております。
(b) 「『放課後ルーム』のうち大規模ルームは増設して適正規模にしてください。」	(b) 全小学校区に設置した後検討したいと考えておりますが、定員を超えているルームもあることから、これにつきましては別段で検討したいと考えております。
(c) 「『放課後ルーム』では障害をもつ子どもが入所できるよう指導員の加配と研修、施設の改良を行ってください。」	(c) 専門施設とは異なることから、受け入れには限界があるため、日常生活において常時介護を必要としないことを前提に受け入れております。
放課後ルームの利用を希望する人が誰でも利用しやすいよう、児童育成料を引き下げてください。	児童育成料の額については現行のとおりと考えております。
法典西小学校の子どもたちが通いやすい場所に、法典西小学校放課後ルームを設置してください。	12年4月に地権者が市に協力して建設した施設であり、現在のところは移転することはできないものと考えております。なお、現在通退所の安全確保に努めております。
放課後ルーム条例を改正して、6年生までを対象児童とし、学童保育を必要とする子ども全員の入所を実現してください。	条例を改正する考えはありません。定員に余裕があれば4年生以上であっても、条件が整えば入所を許可している場合もあります。
非常時の連絡体制、避難計画を策定してください。その際、小学校との連携を密にするようお願いします。また、予期せぬ事態に対応するために、警察・消防・警備会社などへの緊急通報装置を設置してください。	非常時にはルームより各保護者に連絡いたします。災害が発生した場合の避難の方法については、各学校と連携を密にしております。 施設の管理については機械設備を実施しており、現在のところは緊急通報装置を設置する考えはありません。
設備・備品・遊具・本・消耗品などの予算を増やしてください。	限られた予算の中で有効に利用したいと考えております。
おやつは手作りおやつも含めて用意してください。	衛生設備の整っていない施設ということや指導員が児童にかかわることが出来なくなることから、おやつについては、市販のものであるべく栄養価のあるものを提供したいと考えております。

要 望 事 項	回 答
<p>小学校や保育園、児童ホームのように父母も参加するルームの行事を実施してください。</p>	<p>この事業は、児童の健全育成を図ることを目的としており、特に親を対象とした行事等は考えておりません。また、親が参加できる日時は休日もしくは夜間になります。放課後ルーム事業として夜間・休日に行事を行うことは考えておりません。</p>
<p>父母の意見も聞いて各ルームごとの年間保育計画を策定してください。</p>	<p>ご意見があればルームにお話ください。また保護者懇談会等でも意見をお聞かせください。</p>
<p>県において第二種社会福祉事業と認定された父母が共同で運営する学童保育（放課後児童健全育成事業）に国・県・市の補助金が支給されるよう、市は業務委託を行ってください。</p>	<p>同じ学区に市は公設公営にて放課後ルーム事業を実施しておりますことから、委託する考えはありません。</p>
<p>「基本方針」に定めている、「放課後児童指導員（注：非常勤一般職）は、児童の定員40人に対して3人配置する」を守ってください。40人をこえる児童の場合は児童数に比例して放課後児童指導員を配置してください。</p>	<p>非常勤職員の配置については、1ルーム3人、40人を超えているルームについては10人増すごとに臨時職員1名を配置しております。 但し、今年度につきましては、退職者等の関係で3人配置することができなかったルームがあります。</p>
<p>保育に万全を期すために、指導員の勤務時間は、開所時間の前後15分をカバーするように設定して下さい。</p>	<p>ルームの開設時間は、平日は放課後から午後6時30分、学校休業日は、8時30分から午後6時30分となっております。職員の勤務時間は12時30分～午後6時30分、8時30分～6時30分の中で6時間となっております。この時間の中で対応しておりますので、職員の勤務時間を延長する考えはありません。</p>
<p>子どもたちが安心して放課後ルームに通うためには、指導員が継続して働けることが必要です。指導員の労働条件と身分を改善してください。</p>	<p>指導員の労働条件や身分については、現在のところ変更する考えはありません。</p>
<p>一度に複数の指導員が異動するようなことは、原則としてやめてください。</p>	<p>職員の異動については、各ルームの運営が円滑に進むことを最優先に決めておりますが、全体のバランス、新規採用者の人数や新規開設ルームの数等により決定いたします。</p>
<p>前指導員に対し、引き続き市の職のあつせんを行ってください。</p>	<p>現在の市の臨時職員としての登録は職員課で受けております。</p>
<p>公設公営になるまでは、市は全国学童保育研究集会を指導員の研修として認め、参加費の1/2を補助してきました。全国学童保育連絡協議会とその傘下団体が主催する研究集会及び指導員学校を指導員の研修の場として位置づけてください。</p>	<p>指導員の研修につきましては、計画的に実施し職員の資質向上に努めておりますことから他団体の行う研修について派遣する考えはありません。</p>

設備・消耗品を充実して

紙やトナーなどが不足している状況はないはずである、不足している場合はすぐに言ってほしいとの回答でした。市連協は設備・備品・消耗品など全体的な予算の増額を求めていること、お便りも満足にだせない状況があることをのべました。

おやつの改善を

手作りおやつにはこだわらないが、ふかす、温めるなどのことはできないのか、こまではやってよいというものを示してほしいと要望しました。

指導員の配置を改善して

指導員2名配置のルームが5ヶ所くらいあった。今後はないようにしていきたい、との見解が示されました。40人を超える場合に非常勤一般職の指導員を配置する点については回答がありませんでした。

スムーズな開所を

市役所でも出勤時間は開所の15分前であること、ルームでも指導員の勤務をずらせば可能であることを改めて指摘しました。

「今後も定期的に懇談をもってほしい」

この他、懇談の中で、固定休制（日曜日以外の休みを固定してとる制度）のため、子どもがほとんどいない土曜日に指導員が多く出勤しているのを平日に振り分けてほしいとの要望や、ルームに責任者をおいてほしいとの要望、指導員が知らない間に子どもが帰宅していた問題などで意見交換を行いました。

予定の時間を超過しましたが、植草課長は「みなさんの意見は聞く」と発言し、今後とも話し合いを行うという市の立場を明らかにしました。父母からも「貴重な時間と場をありがとうございました。市・児童ホーム・ルーム・家庭の連絡がうまく流れていないようなので、こういう場が定期的にあって、父母と市の交流が図られるとよいと思います。」との感想が寄せられました。

9月定例会の報告（9月21日）

9月定例会では、10月12日に行われることになった児童家庭課との懇談、学童まつりの取り組み状況、等について報告が行われました。

台風15号・17号がきたときの各ルームの対応についても交流しました。台風15号

のときは、休校なら8時30分に開所ということが十分に各家庭に伝わらず、対応もまちまちだったことがわかりました(17号のときは、児童家庭課から園長あてに災害時のマニュアルが送られ、各家庭にも文書が配られました)。

次の定例会は11月16日（金）（10月定例会は中止します）